

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律		
根拠条項	第 44 条第 1 項		
許可等の種類	シルバー人材センター連合の指定		
法令の定め	<p>(指定等)</p> <p>第 44 条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第三十八条第一項に規定する業務に関し第三十七条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第三十八条第一項に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たっては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。</p>		
審査基準	<p>第 37 条 (抜粋)</p> <p>一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。</p>		
標準処理期間	総 期 間	2 4	<input checked="" type="checkbox"/> 日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関		日・月 ()
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)		
申請先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)		
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年11月1日作成)

法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律		
根拠条項	第44条第4項		
許認可等の種類	シルバー人材センター連合の指定区域の変更		
法令の定め	<p>(指定等)</p> <p>第44条</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができる。ただし、当該変更をするに当たっては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。</p>		
審査基準	<p>第44条</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができる。ただし、当該変更をするに当たっては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。</p>		
標準処理期間	総期間	24	日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関		日・月 ()
処分担当課	経済部労働局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)		
申請先	経済部労働局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)		
問い合わせ先	経済部労働局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm		